

政府からのお知らせ

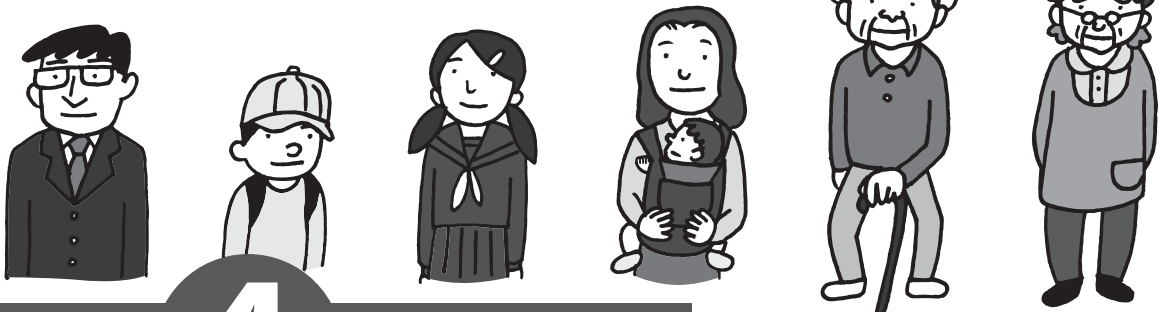
みなさまのための

生 活

再建ハンドブック

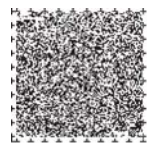
〈平成23年11月30日発行〉

第3次補正予算（11月21日成立）に
盛り込まれた項目を追加しました。



vol. **4** 生活再建版

ご自由にお持ち帰りください。
事業再建ハンドブックもあわせてご利用ください。



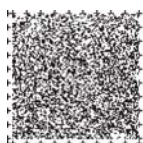
※この冊子は音声コードが
各ページに印刷されています。

すべては一日も早い 被災地の生活再建・安心のために――。

11月21日、東日本大震災・原子力災害からの
本格的な復興に向けた対策などを進めるため、
約12兆円の第3次補正予算が国会で成立しました。

このハンドブックは、第1次補正予算、第2次補正予算の内容を
お知らせした「生活再建ハンドブック vol.3」(8月12日発行)に、
今回の第3次補正予算に盛り込まれた項目を追加した
「改訂増補版」として、みなさまにお届けするものです。

みなさまの生活再建のため、ぜひお役立てください。



被災されたみなさまへ

6 東電福島原子力発電所事故のこと

12 おかねのこと

16 住まいのこと

22 しごとのこと

31 年金のこと

32 医療・福祉のこと

42 子育て・教育のこと

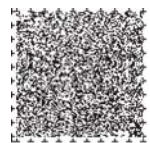
48 女性の悩みのこと

50 がれき・災害廃棄物処理のこと

52 県・市町村役場連絡先一覧

57 お問い合わせ一覧

住宅に大きな被害を受けられた方、生活再建支援金ってご存知ですか？詳しくは12ページをご覧ください。



第1次補正予算(5月2日成立)

総合計4兆153億円

被災者支援関係経費

2兆821億円

- 災害救助等関係経費
- 中小企業、農業漁業者への融資
- 施設費災害復旧費 など

原子力損害賠償法等関係費

2,593億円

- 自衛隊・消防・警察・海上保安庁活動経費

公共事業、災害廃棄物処理関係経費

1兆5,538億円

地方交付税交付金

1,200億円

第2次補正予算(7月25日成立)

総合計1兆9,988億円

被災者支援関係経費

3,774億円

- 被災者生活再建支援金
- 事業再建の支援 など

原子力損害賠償法等関係費

2,754億円

- 福島県 健康基金
- 放射能モニタリングの強化 など

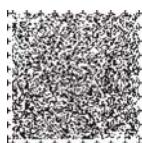
東日本大震災復旧・復興予備費

8,000億円

地方交付税交付金

5,455億円

※合計額には、この他に、東日本大震災復興対策本部に必要な経費(5億円)を含む



第3次補正予算の全体像

総合計12兆1,025億円

(東日本大震災関係経費 11兆7,335億円)

被災者支援、復旧・復興関係経費

被災者のみなさまの
生活再建・事業再建を支援します

3兆2,288億円

- 災害救助等関係経費
- 中小企業、農業漁業者等への融資
- 雇用、住宅、医療、介護、福祉関係 など

原子力災害復興関係経費

原子力発電所事故の
収束に向けて取り組みます

3,558億円

- 除染に関する経費
- 福島県原子力災害対応・復興基金(仮称)

公共事業、災害廃棄物処理関係経費

インフラの復旧や
がれきの処理を進めます

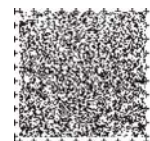
1兆8,594億円

- インフラ復旧に向けた公共事業等の追加
- 災害廃棄物等処理等

東日本大震災復興交付金

地方公共団体自らの復興プランの下の
地域づくりを支援し、復興を加速させます

1兆5,612億円



東電福島原子力発電所事故のこと

子どもをはじめ、みなさまの健康の確保のために

1 福島県民のみなさまの健康確保のための 基金を創設しました

→2次補正 962億円

国からの交付金をもとに福島県が基金を創設し、福島県が県民の健康確保のためにさまざまな取り組みを行います。

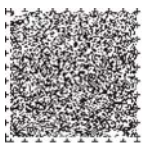
〈取り組まれる事業の例〉

- 福島県民全員を対象とする、被ばく量推定のアンケート



- 福島県内の全ての子どもを対象とする、継続的ながん検診

- 福島県内の全ての子ども・妊婦を対象とする、個人用積算線量計(フィルムバッジ)の貸与



- 専用の測定装置などを整備し、内部被ばくの検査体制を強化

縦型ホールボディカウンター



- 子どもが頻繁に利用する場所（学校、公園など）での、除染活動

- 福島県内の小・中学生の希望者を対象とする、自然体験活動などの実施など



お問い合わせ先 ▶ 福島県保健福祉部健康増進課

TEL 024-521-7236 (月～金 8:30～17:15 祝日除く)

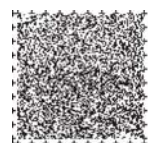
FAX 024-521-2191

2

校庭などの土壌入れ替えの費用を補助しています

→2次補正 50億円

子どもが受ける放射線量を減らすため、校庭や園庭の空間線量が毎時1マイクロシーベルト以上の公立・私立学校や児童福祉施設などを対象に、表土除去処理事業の費用を補助しています。



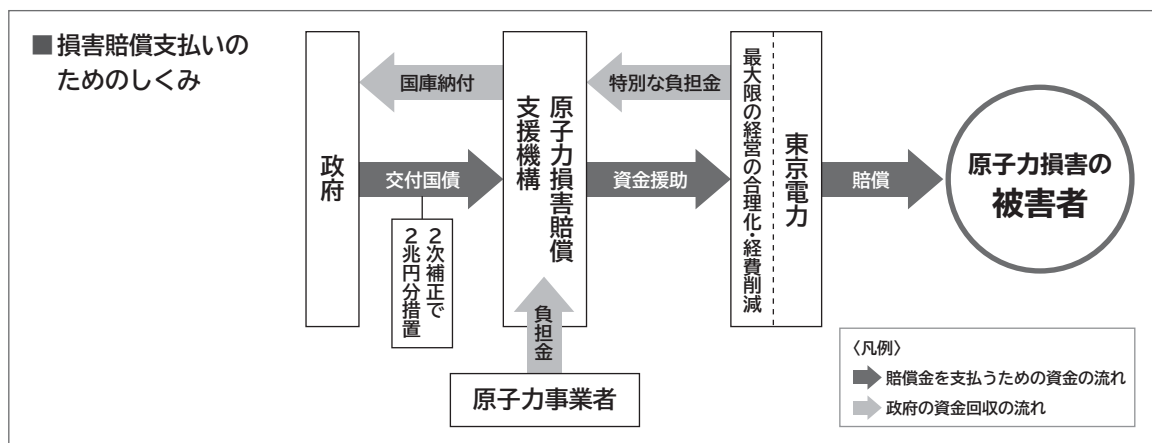
東電福島原子力発電所事故のこと

関係者のみなさまへの賠償を迅速、適切に行うために

1 賠償支払いに必要な予算、仕組みを万全にします

東京電力福島第一、第二原子力発電所の事故により生じる原子力損害に関して、事故との相当因果関係が認められるものについては、東京電力より、損害に対して適切な賠償が行われることとなります。

- 政府として、この損害賠償の支払いが迅速、適切に行われるよう、原子力損害賠償の支援を行う機構を新たに設立し、政府から機構に最大2兆円の国債を交付し、損害賠償の支払いを支援します。

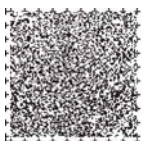


- 東京電力と被害者間の賠償を円滑に進めるため、文部科学省に原子力損害賠償紛争審査会を設置し、原子力損害の範囲の判定などに関する指針を策定しています。
- また、原子力損害の賠償に関する紛争が生じた場合には、同審査会において和解の仲介を行います。

お問い合わせ先

賠償の手続きなどについて

東京電力 ☎0120-926-404 (月～日 9:00～21:00)



原子力損害賠償制度及び原子力損害賠償紛争審査会について 原賠ホットライン

TEL 03-5537-0245 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

放射能に関するみなさまの不安を減らすために

1

福島県や全国の放射線モニタリングを強化し、
把握した情報を提供します

→1次補正 17億円

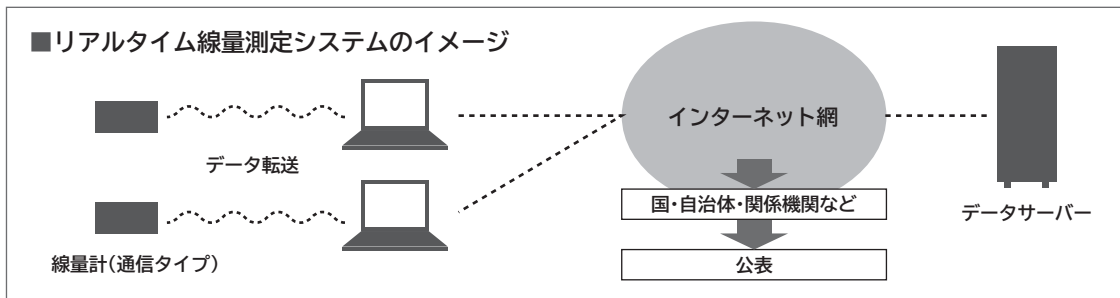
→2次補正 235億円

福島県および全国の放射線モニタリングデータの把握をさらに充実・強化します。
また、把握した情報は、ホームページなどを通じてみなさまに提供してまいります。

- 福島県内の放射線量の状況を広域的に把握し、学校や地域住民の安全・安心の確認に活用します。
- 可搬型モニタリングポストを福島県内の全市町村に計354台、および福島県隣接県(宮城、山形、新潟、群馬、栃木、茨城)に130台設置中
- 小・中・高校、幼稚園、保育所、公園などにリアルタイムで放射線量を測定するシステムを導入し、測定結果をリアルタイムで公表します



可搬型モニタリングポスト



- 全国における放射線モニタリングを強化します。
 - 全国にモニタリングポストを計250台増設中
 - 青森県から愛知県まで(現在は福島県と隣接県の一部)におよぶ広域的な放射線量分布を把握するための航空機による調査などを実施中

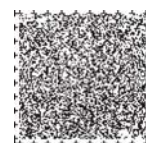
お問い合わせ先

文部科学省科学技術・学術政策局

原子力安全課防災環境対策室

TEL 03-6734-4039 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-6734-4042



東電福島原子力発電所事故のこと

2 放射線量などの分布マップを 継続的に作成します

→3次補正 8億円

今後の住民の健康管理、除染対策などに必要な情報を提供するため、福島県を中心に、詳細な空間線量率の測定や地表面に沈着した放射性物質濃度の調査(放射線量など分布マップの作成)などを実施します。

お問い合わせ先 文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課防災環境対策室

TEL 03-6734-4039 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-6734-4042



3 学校給食の食材を検査します

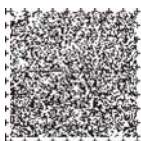
→3次補正 1億円

食品については、出荷段階で検査を行い、出荷制限などの必要な措置がとられています。より一層の安全・安心の観点から、学校給食に使われる食材を検査する自治体の取り組みを支援します。

お問い合わせ先 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

TEL 03-6734-2694 (月～金 9:30～18:15 祝日除く)

FAX 03-6734-3794



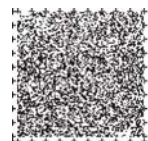
4

原子力災害などについて、みなさまからの
質問や相談に応じています

→3次補正 0.6億円

3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力災害に関し、みなさまからの質問や相談などに応じ、正しい原子力災害に係る情報を提供することによりみなさまの不安を取り除くコールセンターを原子力安全・保安院内に設置しています。引き続き、原子力災害に関する質問や相談をコールセンターで受け付けています。

お問い合わせ先 ▶ TEL 03-3501-1505 (月～日 8:00～22:00)



おかねのこと

**居住する住宅に著しい被害を受けた世帯に
被災者生活再建支援金を支給しています**

→1次補正 **520億円**

→2次補正 **3,000億円**

災害により居住する住宅が全壊した、など著しい被害を受けた方々に対し、住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」が、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。支給額はその2つの支援金の合計になります。

- 1世帯あたりの金額(単身世帯は3/4の額となります)

基礎支援金 **全壊など:100万円 大規模半壊:50万円**

加算支援金 **建設・購入:200万円 補修:100万円 賃借:50万円**

※基礎支援金のみを先に申請することも可能です。

※再建方法を変更した場合(賃貸→建替など)、差額分について再申請が可能です。

※郵送で申請することも可能です。

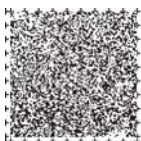
※アパートに賃借して住んでいた場合も含まれます。在留外国人の方にも支援金が支給されます。

※地震や津波ではなく、東電福島第一原子力発電所の事故により避難されている方は本支援金の対象外です。

〈例〉震災で住宅が全壊した後、避難所や賃貸アパートに移り住み、その後新居を建設・購入する場合、支給額は300万円となります。震災で住宅が全壊し、避難所で生活した後、賃貸アパートに移り住んだ場合の支給額は150万円となります。

申請手続きに必要な書類が簡素化されています

- り災証明書は全壊の事実がわかる写真でも結構です
- 住民票の提出が困難な場合、口頭で本人確認などができれば結構です
- 預金通帳の写しは銀行名、支店名、口座番号がわかれば結構です



お問い合わせ先

被災の際に居住していた市町村役場(P52～56参照)

災害弔慰金や災害障害見舞金を支給しています →1次補正 **485億円**

1 災害弔慰金

災害により死亡された方のご遺族に、弔慰金を支給しています。

- 生計維持者が死亡された場合は**500万円**
- その他の方が死亡された場合は**250万円**

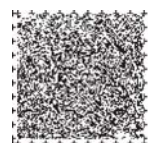
お問い合わせ先▶ 被災の際に居住していた市町村役場(P52～56参照)

2 災害障害見舞金

災害により重度の障害を受けた方に、見舞金を支給しています。

- 生計維持者が重度の障害を受けた場合は**250万円**
- その他の方が重度の障害を受けた場合は**125万円**

お問い合わせ先▶ 被災の際に居住していた市町村役場(P52～56参照)



おかねのこと



**災害援護資金などが無利子で
借り入れできます**

→1次補正 **606億円**

→3次補正 **165億円**

3 災害援護資金貸付

災害により住居や家財に被害を受けたり、世帯主が重傷を負った場合、一定所得以下の世帯の方は、被災状況に応じて**150万円～350万円**を無利子^{※1}でお借りいただけます。償還期間は**13年**^{※2}です。

※1 保証人がいない場合は年利1.5%（償還が不要な期間については無利子）

※2 当初6年（特別な場合は8年）は償還は不要です

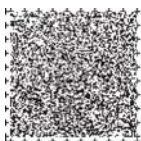
お問い合わせ先▶ 被災の際に居住していた市町村役場(P52～56参照)

4 生活復興支援資金貸付

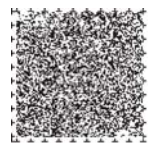
被災された低所得世帯の方は、しばらくの間の生活費や転居費など、生活の再建を支援する「生活復興支援資金」を無利子（保証人がいない場合は年利1.5%）でお借りいただけます。

- 一時生活支援費（当面の生活費）：**最高20万円**（貸付期間：6カ月）
- 生活再建費（住居の移転費、家具などの購入に必要な費用）：**最高80万円**
- 住宅補修費（住宅の補修などに必要な費用）：**最高250万円**

お問い合わせ先▶ 各都道府県・市町村の社会福祉協議会



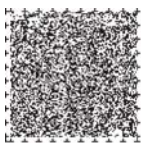
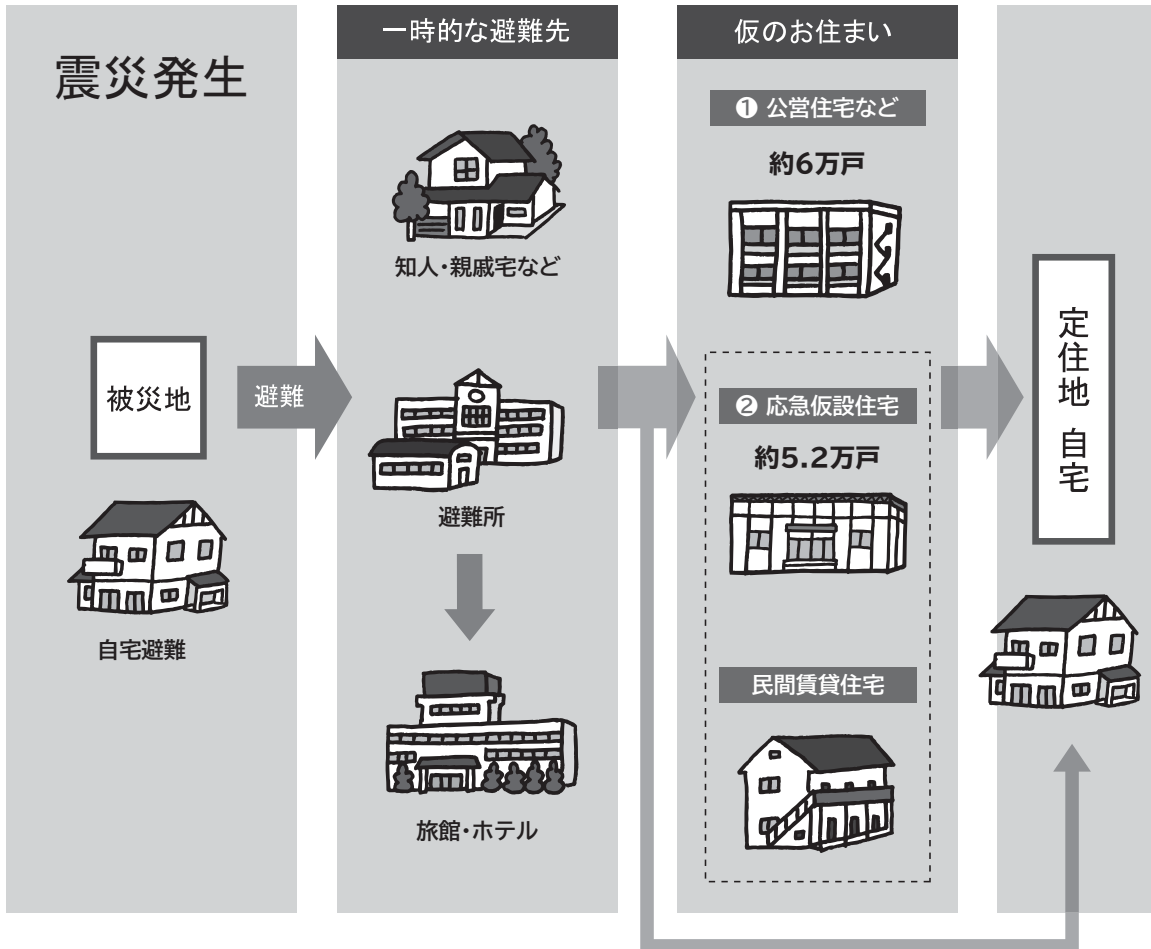
メモ



住まいのこと

応急仮設住宅を整備しています

→1次補正 3,626億円



① 公営住宅・国家公務員宿舎など

公営住宅・国家公務員宿舎などについては、半年～2年間程度無料で入居可能です（P18参照）。現在約6万戸をご用意しております（11月16日時点の入居済または入居者決定戸数は17,000戸）。

※食費、光熱水費は自己負担となります。

お問い合わせ先▶ 被災者向け公営住宅等情報センター

TEL 03-5229-7633（月～金 10:00～17:00 祝日除く）

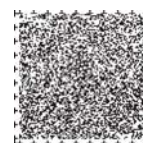
② 応急仮設住宅

応急仮設住宅については、無料で入居可能で、岩手・宮城・福島で約52,000戸（各県の調査による11月14日時点の数値。民間賃貸住宅を除く）をご用意する予定で、11月14日時点の入居済または入居者決定戸数は46,610戸です。

また、みなさまが個人として独自にアパートなどを賃借した場合、申請して一定基準を満たせば、後日、県が応急仮設住宅として借り上げる手続きを取り、家賃は無料となります。民間賃貸住宅への11月14日時点の入居済または入居者決定戸数は63,075戸です。

※食費、光熱水費は自己負担となります。 ※住宅の応急修理との併用はできません。

お問い合わせ先▶ 各市町村役場（P52～56参照）



住まいのこと

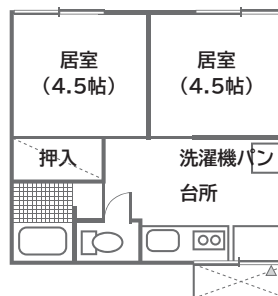
仮設住宅の入居期間の延長が可能になりました

建築工事の完了から最長で2年3カ月とされている仮設住宅への入居期間について、県などの判断で、1年ごとに延長できるようになりました。

■定住地を得るまでの支援の比較

	① 旅館・ホテル	② 公営住宅・ 国家公務員宿舎など	③ 応急仮設住宅	県が借り上げた 民間賃貸住宅
家賃	無料	無料	無料	無料
食費	無料	自己負担	自己負担	自己負担
光熱費	無料	自己負担	自己負担	自己負担
期間	数週間程度	半年～2年間	2年3カ月 ※1年ごとに延長が可能	2年以内

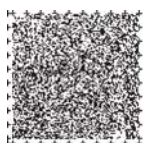
■応急仮設住宅の標準的な間取りイメージ



仮設住宅に関する情報サイト

仮設住宅の着工・完成状況や完成の見通し、岩手県、宮城県、福島県の入居募集状況、設置予定場所や時期について、各県ホームページにリンクして、情報が入手できます。

http://www.mlit.go.jp/report/daisinsai_top.html



自宅が被災した方への融資や修理などの支援策があります

災害復興住宅融資など

→1次補正 560億円

→3次補正 1,507億円

拡充

- ①被災されたご自宅の補修・再建資金について、住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資の金利を引き下げています(建設・購入の場合は当初5年間0%、補修の場合は当初5年間1%など)。住宅に被害がなく、宅地のみ被害が生じた方むけの融資制度も新たに設けました(平成27年度末まで)。
- ②(独)住宅金融支援機構の住宅ローン(旧住宅金融公庫融資、フラット35〈買取型〉を含む)を既に借りている被災者の方に対して、返済期間の延長、払込猶予期間中の金利引き下げなどを行います。

お問い合わせ先

①関係:住宅金融支援機構(災害専用ダイヤル)

☎ 0120-086-353 (月~日 9:00~17:00 祝日除く)

FAX 03-5800-8258

②関係:お取引金融機関にお問い合わせ下さい。



住宅金融支援機構
携帯サイト

フラット35Sの金利引下げ

→3次補正 159億円

拡充

- 東日本大震災の被災地において、省エネルギー性が優れた住宅を取得する場合、フラット35Sの当初5年間の金利を1.0%引き下げます。

お問い合わせ先

住宅金融支援機構(災害専用ダイヤル)

☎ 0120-086-353 (月~日 9:00~17:00 祝日除く)

FAX 03-5800-8258



住宅金融支援機構
携帯サイト

被災住宅の無料相談

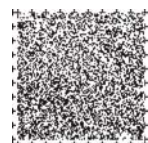
- 被災した住宅の補修・再建について、無料の相談を受け付けております。まずは「住まいるダイヤル」までお電話ください。

お問い合わせ先

国土交通大臣指定住宅相談窓口

「住まいるダイヤル」(ナビダイヤル)

TEL 0570-016-100 (月~金 10:00~17:00 祝日除く)



住まいのこと

自宅が被災した方への融資や修理などの支援策があります

応急修理

- 住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住居の居室、台所、トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分の応急修理について、市町村が52万円まで費用を負担します。事前に各市町村にお申し込みください。

お問い合わせ先 ▶ 各市町村役場(P52～56参照)

既存の住宅ローンについて

- 金融庁は、金融機関に対して、被災者からの貸付条件の変更などの申し込みに対し、積極的に対応するように要請しています。既存の住宅ローンのご相談については、まずはお取引金融機関にお問い合わせください。金融機関の相談窓口一覧は、金融庁ホームページおよび携帯サイトに掲載しております。

お問い合わせ先 ▶ **金融機関の電話相談窓口、もしくは、
金融庁ホームページ東日本大震災関連情報**
<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>



金融庁
携帯サイト

- 平成23年8月22日(月)より、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が適用されています。このガイドラインを利用することで、金融機関と、既存のお借入について弁済方法の変更や債務の減免などを話し合うことができます。また、自己破産などによる、資格制限などの不利益を回避できます。

お問い合わせ先 ▶ **個人版私的整理ガイドライン運営委員会**

(月～金 9:00～17:00 祝日などの銀行休業日除く)

個人版私的整理ガイドラインコールセンター ☎ 0120-380-883

東京支部 03-3212-0531

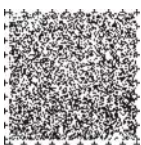
青森支部 017-721-1015

岩手支部 019-606-3622

宮城支部 022-212-3025

福島支部 024-526-0281

茨城支部 029-222-3521



住宅エコポイント→3次補正 **1,446億円****新規**

- エコ住宅の新築またはエコリフォームを行う場合に、被災地の特産品など被災地支援商品や環境配慮商品などに交換可能な住宅エコポイントが発行されます（新築は、被災地30万ポイント、被災地以外15万ポイント。エコリフォームは、最大30万ポイント。併せて耐震改修を行うと、更にポイントが15万ポイント加算されます）。

お問い合わせ先

住宅エコポイント事務局TEL **0570-200-121**（IP電話などからのご利用）ポイント申請前の方はこちら→TEL **03-4334-9256**ポイント申請後の方はこちら→TEL **03-4334-9257****拡充****倒壊、流失などした建物の滅失登記に係る手続の負担を軽減します**→1次補正 **9億円**→3次補正 **7億円**

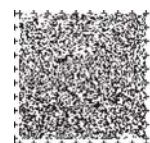
既に登記されている建物が倒壊などした場合は、通常、その建物の所有者が自ら、法務局に建物の滅失登記を申請することが必要です。

今回の震災によって倒壊などした建物については、建物の所有者からの申請がなくても、登記官が建物の状況を確認の上、滅失登記を行います。

これにより、被災された方の、申請に要する費用面も含めた負担がなくなります。

※土地上の建物の存否の情報は、権利関係の整理の検討を行う上で重要です。建物の滅失登記を迅速に行うことが、被災された方が新たな建物を建築・取得し、生活再建を図る上で、有用です。

お問い合わせ先

登記相談フリーダイヤル☎ **0120-227-746**（月～金 8:30～17:15 祝日除く）**法務局ホームページ**<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/>

しごとのこと



日本はひとつ
しごとプロジェクト

「日本はひとつ」しごとプロジェクト

被災されたみなさまの仕事と暮らしを日本中がひとつになって支えるため、「日本はひとつ」しごとプロジェクトとして政府をあげた総合対策を推進しています。



雇用創造のための事業を拡充しました

→1次補正 **500億円**

→3次補正 **2,000億円**

- 被災されたみなさまご自身が、仕事を通じて地域の復興に携わることができる取り組みを行っています。
- 被災された方々を都道府県または市町村が**臨時職員**などとして直接雇用し、または、企業、NPOなどに委託して以下のような事業を実施することができます（この事業による求人は、順次ハローワークなどで募集しています）。
- この事業により、岩手県、宮城県、福島県を中心に全国で約27,000名の方が仕事に就かれています。

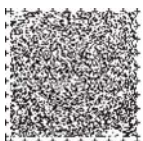
— お仕事の一例

- がれきの仕分けや流失した漁具の収集
- 地域のパトロールや清掃
- 証明書の発行や義援金の給付など、市町村役場の事務補助作業
- 避難所や仮設住宅における高齢者の見守りや保健医療サービスの提供
- 子どもの一時的預かりや子育て支援
- 被災地域の環境美化、まちづくりのための植栽

お問い合わせ先

お近くのハローワーク(P58・59参照)

※企業、NPOなどの方は、都道府県労働主管部局の各担当窓口





被災地での本格的な雇用の復興を図ります

→3次補正 1,510億円

〈事業復興型雇用創出事業〉

- 国や自治体による各種補助金、融資などの支援の対象となっている事業で被災者を雇用した場合に、雇い入れに係る経費を助成します。

〈生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業〉

- 被災地において高齢者から若者への技能継承、女性・障害者の積極的な活用、地域に根差した働き方ができるなど、働き方のモデルとなるような事業を実施します(この事業による求人は順次ハローワークなどで募集します)。

お問い合わせ先

お仕事をお探しの方はお近くのハローワーク(P58・59参照)

※企業、NPOなどの方は各都道府県の雇用主管部局の各担当窓口

雇用保険の失業給付を拡充しています

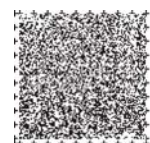
→1次補正 2,941億円

- 被災して離職した方だけではなく、**休業**を余儀なくされた方にも**雇用保険**の基本手当を支給しています。
- 被災して離職・休業を余儀なくされた方については、通常の支給日数(90日～330日*)の終了後、**原則60日分の延長**に加え、さらに60日分延長できるようにしています。さらに、10月1日から、被災3県の沿岸地域及び警戒区域・計画的避難区域に居住する方の給付日数を**90日分延長**しています。

※雇用保険の加入期間などによって異なります。

お問い合わせ先

お近くのハローワーク(P58・59参照)



しごとのこと

未払賃金を立て替えます

→1次補正 149億円

〈未払賃金立替払制度の充実〉

未払賃金立替払制度は、企業が倒産状態となり賃金が支給されない方に、国が企業に代わって、未払の賃金*をお支払い(立替払)するものです。

※対象は未払となっている給与と退職金の総額(2万円未満の場合は除く)のうち80%です。

なお、年齢ごとに上限額が定められています。

- 被災地域の方には、立替払を迅速に行うための**申請手続の簡略化**などを行いました。

お問い合わせ先 ▶ **お近くの労働基準監督署(P57参照)**

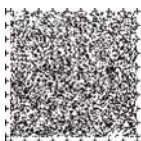
仕事探しや、職業訓練を支援しています

→1次補正 5億円

〈職業転換給付金の充実〉

- お住まいの地域**以外**の都道府県などで求職活動を行い、職業訓練を受けることができるように、**交通費**や**宿泊料**のほか、訓練を受講した場合の**手当**を受け取れます。

お問い合わせ先 ▶ **お近くのハローワーク(P58・59参照)**



就職支援を行っています

既卒者の雇用

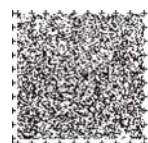
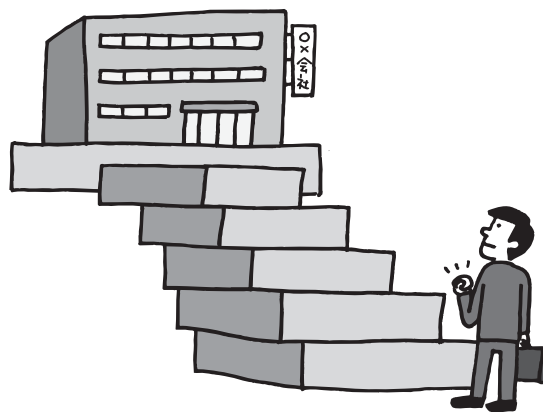
→3次補正 **235億円**

被災した卒業後3年以内の既卒者に限定した求人を提出し、採用した事業主に対して支給する、次の奨励金の特例措置について、平成24年度末(平成25年3月末)まで対象期間を延長しました。



- **3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金(当初から正規雇用の場合)**
 正規雇用から6カ月定着した場合の支給額:120万円
 利用回数:1事業所当たり最大10回(雇用保険適用事業所単位)
- **3年以内既卒者トライアル雇用奨励金(有期雇用から正規雇用に移行する場合)**
 正規雇用から3カ月定着した場合の支給額:60万円

お問い合わせ先 ▶ お近くのハローワークまたは新卒応援ハローワーク(P58・59参照)



しごとのこと



障害者の就職・雇用継続

→3次補正 1億円

- ①被災地の障害者については、一定の実習(実習型雇用支援事業)を経て正規雇い入れした企業に対する「正規雇用奨励金」の支給回数を増やします。
(通常2回を3回(計100万円から150万円)に)
- ②障害者就業・生活支援センターや地域障害者職業センターについて、支援体制を充実します。

お問い合わせ先 ▶ お近くのハローワーク(P58・59参照)

障害者就業・生活支援センター(全国311箇所 ※平成23年11月現在)

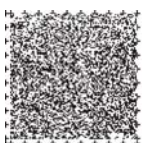
障害者の就業面と生活面の一体的な相談・支援を行います。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha02/pdf/10.pdf>

地域障害者職業センター(各都道府県)

障害者に対する専門的な支援を提供します。

<http://www.jeed.or.jp/jeed/location/loc01.html#03>





中高年齢農漁業者を対象とした講習

→3次補正 1億円

- 被災地(岩手県・宮城県・福島県)の農業法人・漁業経営体などが雇用する中高年齢農漁業者に対し、職業的知識の取得のための講習を実施します。
- 雇用する中高年齢農漁業者に当該講習を受講させる農業法人・漁業経営体などには、受講期間の賃金相当分の支援を行います。

お問い合わせ先

厚生労働省職業安定局雇用開発課農山村雇用対策室

TEL 03-5253-1111(内5850) (月~金 9:30~18:15 祝日除く)

FAX 03-3502-2278



無料で受けられる民間職業紹介事業者の就職支援

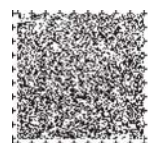
→3次補正 1億円

〈長期失業者等総合支援事業〉

- 被災地を中心に求職活動が長期化している方などを対象に、民間職業紹介事業者への委託によるキャリアコンサルティングや就職セミナーなどを実施します。

お問い合わせ先

お近くのハローワーク(P58・59参照)



しごとのこと



職業能力開発を支援しています

→1次補正 **44億円**

→3次補正 **157億円**

被災された方々の就職を支援するため、

- ①建設関連分野などの公共職業訓練や求職者支援訓練の訓練規模などの拡充。
- ②公共職業能力開発施設で行う学卒者訓練や在職者訓練の**受講料などの負担軽減**。
- ③従業員の能力開発に取り組む被災地の事業主に対し、キャリア形成促進助成金の助成率の引き上げなどを実施。なお、被災地以外でも、震災などの影響で生産量または売上高が減少したことにより、新たな事業展開を行うために従業員の能力開発に取り組む中小企業事業主に対し、助成率の引き上げを実施。
- ④県外の大学院などが行う高度な教育訓練を活用し、中核人材を育成する岩手県、宮城県、福島県の中小企業事業主に対し、訓練経費、住居費を支援。
- ⑤建設現場で即戦力となり得る資格や技能などを習得する合宿型訓練を行う広域職業訓練施設(富士教育訓練センターなど)に対し、建設教育訓練助成金を拡充。

お問い合わせ先

①公共職業訓練及び求職者支援訓練の受講について

お近くのハローワーク(P58・59参照)

②受講料の負担軽減について

職業訓練を受講する公共職業能力開発施設(P60参照)

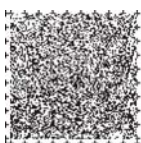
③キャリア形成促進助成金、

④成長分野等人材育成支援事業(県外高度訓練〔震災特例〕)

お近くの労働局(P57参照)

⑤建設労働者の教育訓練・雇用改善の支援について

お近くのハローワーク(P58・59参照)



労働者の安全と健康の確保を支援しています→1次補正 **17億円**

被災地域の労働者の方々などの安全と健康を確保できるよう、

- ①被災労働者やそのご家族へのメンタルヘルス相談
- ②被災地の復旧工事での安全確保、アスベストを含む「粉じん」を防ぐための**防じんマスク**を配布、着用の指導方法についての事業者への助言・指導などを行っています。

お問い合わせ先

お近くの労働局(健康安全課)または労働基準監督署(P57参照)

被災労働者やそのご家族のメンタルヘルスの相談について

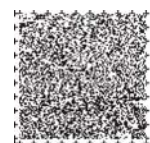
お近くのメンタルヘルス対策支援センター(P60参照)

また、職場のメンタルヘルス・ポータルサイト

「こころの耳」(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)から、メールで相談することもできます。同サイトをご覧ください。**ハローワークの窓口を充実させます**→1次補正 **98億円**→3次補正 **16億円**

失業された方々への求職活動支援や、雇用保険、雇用調整助成金の円滑な支給、新規学校卒業者などへの就職支援、専門家による心の健康相談、住居・生活に関する情報提供・相談などが十分行えるよう、ハローワークの職員の増員など、窓口強化を図っています。

- ハローワークの全国ネットワークを活用して、被災者向けの求人や、復旧・復興事業関係の求人を積極的に開拓しています。また、被災した方々を積極的に採用する企業による就職面接会を開催しています。
- 仮設住宅などでの出張相談なども行っています。
- 被災された方のうち、職業訓練を希望される方に対して、能力や適性に合った職業訓練へ誘導し、訓練終了後に担当者制も含めた就職支援を行っています。



お問い合わせ先

お近くのハローワーク(P58・59参照)

しごとのこと



賃金不払や労災保険のお悩みをご相談ください

→1次補正 **45億円**

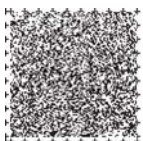
→3次補正 **0.5億円**

震災に伴う解雇・休業・賃金不払・労災保険給付などの労働条件・労災補償に関する相談・請求や、事業主からの労働保険料の納期限延長などの相談に迅速かつ丁寧に対応できるよう、被災地域の労働局および労働基準監督署における相談・事務処理体制の充実を図っています。

また、東日本大震災および電力不足対策などにより、労働条件の見直しを余儀なくされる事業主や労働者からの相談に対応するため、被災地域および東北電力管内の労働基準監督署の相談体制の充実を図ります。

- 例えば、労働基準監督署に、緊急相談窓口や総合労働相談コーナーを設置します。また、労災保険に関する社会保険労務士などによる出張相談なども行っています。

お問い合わせ先 ▶ **お近くの労働局または労働基準監督署(P57参照)**



年金のこと



国民年金の保険料が免除されています

以下の方は、ご本人からの申請があった場合、国民年金保険料が免除になります。免除の申請手続きは、平成24年3月末日までに行ってください。

- 被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に、平成23年3月11日時点で住所を有していた方(平成23年2月分以降の保険料が該当)

お問い合わせ先 ▶ 各市町村役場またはお近くの年金事務所(P60)



厚生年金、私学共済年金の保険料などが免除されています

事業所や私立学校からの申請があり、下記の条件のいずれにも該当する場合は、被保険者および事業主の厚生年金保険料または私学共済年金掛金が免除になります。

- 平成23年3月11日に特定被災地域に所在していた会社の事業所や私立学校が東日本大震災による被害を受けたこと。
- 被災により、概ね過半の被保険者について賃金が支払われていないこと、又は標準報酬月額の下限に相当する賃金しか支払われていないこと。

この他、納付が猶予される場合があります。

お問い合わせ先 ▶ 厚生年金について

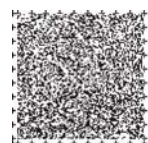
事業所の所在地を管轄する年金事務所(P60参照)
(ご相談はお近くの年金事務所でも可能です。)

私学共済年金について

日本私立学校振興・共済事業団

TEL 03-3813-5321 (月~金 9:00 ~ 17:30 祝日除く)

FAX 03-3813-5356



医療・福祉のこと

医療・介護・障害福祉の保険料などが減額・免除されます

7月1日以降、被災された方が窓口負担や利用者負担の免除を受けるには、免除証明書などの提示が必要となっていますので、ご加入の医療保険の保険者や市町村の窓口申請してください。

1 医療保険料などの減額・免除

→1次補正 864億円

被災者の方で生活にお困りの方は、医療保険の保険料の減額・免除や一部負担金などの窓口負担の免除が受けられます。

〈医療保険の保険料の減額・免除について〉

● 国民健康保険、後期高齢者医療の方

- 住宅が全半壊などの被災をした方
- 主たる生計維持者が死亡・行方不明・失職による無収入である方
- 原発事故により「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域※」に関する指示の対象となっている方
- 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

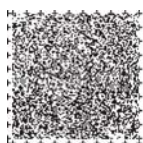
などが対象。

※平成23年9月30日に緊急時避難準備区域に関する指示が解除されましたが、当分の間は取り扱いは変わりません。

お問い合わせ先 ▶ 市町村などの各医療保険者の窓口

● 協会けんぽ、船員保険、健康保険組合の方

- 被災により被保険者への報酬の支払いに著しい支障が生じている事業所の事業主と、その従業員の方が対象。



お問い合わせ先 ▶ 健康保険組合などの各医療保険者や
地方厚生局保険主管課の窓口